

## 苫小牧工業高等専門学校ピアサポート実施要項

制定 令和3年10月12日

(趣旨)

第1条 この要項は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）が実施するピアサポートに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ピアサポートは、修学及び進路その他日常の学生生活上のアドバイスを必要としている本校の学生に対し、学生が相談しやすい環境を整え、学生支援体制の充実を図ることを目的とする。

(担当組織)

第3条 ピアサポートに関する事項は学生委員会が総括し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 ピアサポーターの選考に関する事項
- 二 ピアサポーターへの研修に関する事項
- 三 ピアサポーターの業務管理に関する事項
- 四 本校各種相談窓口との連絡調整に関する事項
- 五 その他ピアサポートの実施にあたって必要な事項

(ピアサポーターの業務)

第4条 ピアサポーターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生生活（学生寮に関する事項を含む）に関する相談業務
- 二 修学に関する相談業務
- 三 進路に関する相談業務

2 ピアサポーターは、ピアサポートの活動場所として学生委員会から指定された場所において、相談に応じるものとする。

(ピアサポーターの要件)

第5条 ピアサポーターは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- 一 本校第4学年以上の学生で、相談業務への意欲がある者
- 二 選考時の直前の学期における成績が在籍するクラスの上位1/2以上である者
- 三 在籍期間中に訓告以上の指導歴が無い者

(ピアサポーターの選考)

第6条 ピアサポーターの選考は、各系からの推薦により、前条の要件を考慮し学生委員会が行う。

(ピアサポーターの研修)

第7条 ピアサポーターは、本校が実施する研修に参加するものとする。

(守秘義務)

第8条 ピアサポーターは、業務の中で知り得た個人情報等を漏らし、又は不当な目的のために使用してはならない。ピアサポーターを退いた後も同様とする。

(謝金)

第9条 第4条各号の業務に対しては、独立行政法人国立高等専門学校機構謝金取扱要領に

定める別表「謝金基準単価表」に基づき、謝金を支給する。なお、1箇月の支払い金額は、最大6時間分までとする。

(ピアサポーターの任期)

第10条 ピアサポーターの任期は選考された日の属する年度末までとし、再任を妨げない。ただし、次の各号に該当した者は、任期中であってもピアサポーターを解任する場合がある。

- 一 休学した場合
- 二 訓告以上の指導を受けた場合
- 三 第7条に規定する研修を受講しない場合
- 四 ピアサポーターとして相応しくない行為があった場合

(庶務)

第11条 ピアサポートに関する庶務は、学生課において行う。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、ピアサポートに必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要項は、令和3年10月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。